

新検定基準の告示に対する抗議及び取消の求め

安倍晋三内閣総理大臣

下村博文文部科学大臣

安倍晋三内閣総理大臣の下、下村博文文部科学大臣は、「文部科学省告示第二号」(『官報 第6210号』2014年1月17日)において、「義務教育諸学校教科用図書検定基準及び高等学校教科用図書検定基準の一部改正」(以下「新検定基準」)を強行した。

この新検定基準の告示に至る手続き及び新検定基準には、下記の違法がある。よって、新検定基準の告示に強く抗議し、同告示の取消を求める。

記

- 1, 大臣などの職務権限は、主権者の権利・利益及び福利を侵害しない範囲に限定され、これを越えて職権を行使することは、主権者から付託されている裁量権の逸脱となる。新検定基準の告示に至る手続きは、別紙1のように適正手続きに著しく反し、主権者から付託されている裁量権の逸脱があり、刑法第193条の公務員職権濫用罪に該当する違法行為がある。
- 2, 告示された新検定基準は、別紙2のように、あの忌まわしい侵略戦争の反省にもとづく憲法及び教育基本法並びに戦後教育方針に著しく反し、かつ国際社会、わけても直接甚大な危害を及ぼした近隣アジア諸国政府との間で締結した共同宣言などに著しく反する。そして、それは政府間及び住民間でこれまで地道に積み上げてきた友好関係を著しく損なう。

2014年1月21日

えひめ教科書裁判を支える会